

標 題：

米国港湾当局(OSHA)による入港船舶の揚貨設備  
に対する検査・証明要求について

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 290

Date : 平成 10 年 12 月 15 日

関係船主・造船所各位

米国港湾当局「Occupational Safety and Health Administration」(OSHA)による、船舶の揚貨設備の検査と証明に関する規定を含む「Safety and Health Regulations for Longshoring」の改正については、既に、テクニカルインフォメーション No.276 にてお知らせしております。

このほど、OSHA より、同改正の一部解釈及び適用について通知がありましたので、その要旨をお知らせいたします。(一部、テクニカルインフォメーション No.276 にてお知らせしましたものと重複しております。)

1. OSHA 「Safety and Health Regulations for Longshoring」の改正は、1998年1月21日より施行されている。
2. 改正規則により、米国の港湾で荷役する全ての船舶の揚貨設備に対し、ILO152号条約に従い、1998年7月27日以降年次詳細検査を、2001年7月16日以降は5年毎に荷重試験を受け、証明されていなければならない。
3. ランプウェイ装置(Ro-Ro 船の船内のランプウェイを含む。)は、当該装置の設計図面から決定される安全使用荷重が表示されていること。但し、この場合、検査証明書は要求されない。

弊会の揚貨設備規則に従い検査されているデリック装置については、1998年7月27日以降は現行の年次検査と定期詳細検査(4年毎)の代わりに年次詳細検査を、また、クレーン装置、デリック装置等の揚貨装置については、2001年7月16日以降は、5年毎に荷重試験を受け、証明される必要がありますので、米国入港に先立ち、必要な措置をとるよう推奨いたします。

なお、テクニカルインフォメーション No. 276 は廃棄を御願いたします。

以上

お問い合わせ : 材料艙装部

Tel : 03-5226-2020

Fax : 03-5226-2019

## ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。